

海山漁業協同組合
内共第20号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第20号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、わかさぎ、うなぎ、えび及びはぜをいう。（以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれの規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
こい ふな わかさぎ うなぎ えび はぜ	手釣、竿釣、たも網	竿数1人3本以内 竿の長さ8m以内 たも網口径50cm以内

- 2 午後7時から午前6時までの手釣、竿釣、たも網による遊漁はしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期間
こい ふな わかさぎ うなぎ えび はぜ	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15cm以下
ふ な	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは、次の表の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
こ い ふ な わかさぎ うなぎ えび はぜ	手釣、竿釣、たも網	1日600円 1年6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ア、海山漁業協同組合（福井県三方上中郡若狭町海山48-12）

イ、海山漁業協同組合の指定した遊漁承認証取扱店

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における湖底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、行政庁の認可があった日より施行する。

平成25年9月1日 認可

平成26年8月1日 一部変更